

水だけを見つめ、 営みを支える。

私たち水道機工は、そのはじまりから、
水だけを見つめてきました。
あらゆる環境や生物にとって欠かせない水。
そこに関わるのが私たちの使命です。
その意思と誇り、経験が、
地球や人々の営みを支えていると信じています。
今日もまた、見つめる先には、
美しい水と人々の生活があります。

第119回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時

場所

東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
水道機工株式会社 本社7階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)



水道機工株式会社

証券コード：6403

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第119回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社グループはお陰様で2024年に創業100周年を迎えることとなり、その節目に向けて、新たな中期経営計画(2023～2025年)を策定いたしました。当社グループとしましては、役員及び従業員全員が企業理念として100年先を見据えた持続可能性(サステナビリティ)の追求を継続し、生活に欠かすことの出来ない水を通じ、世の中のお役に立てるよう今後も精進して参りますので、株主の皆様にはより一層のご指導・ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年6月



代表取締役社長
古川 徹

<水道機工グループ 企業理念とビジョン>

企業理念 100年先も人と地球をつなぐ情熱で、
笑顔あふれる環境を技術と製品で創造し、
社会に貢献します。

ビジョン

- 感謝の気持ちを忘れずに、喜びと感動をお届けします
- 真面目に謙虚にひたむきに、あらゆる課題にこたえます
- パイオニア精神で、感動を共有できるプロ集団を目指します
- 地球に愛されるパートナーとして、きれいな水を追求します



(表紙の図柄について)当社は、新しい企業理念とビジョンに基づく水道機工ブランドの社内外への浸透を図るため、新たな基本コンセプトを「水だけを見つめ、営みを支える。」としました。この基本コンセプトは、企業理念やビジョンが示す考えを身近にイメージし、更に水道機工らしさを感じるものとして決定しました。この基本コンセプトをイメージとして分かりやすく認識していただくためにキービジュアルを作成し、1月～2月に小田急線内や新宿駅に広告として掲出しました。今後は2024年8月の創業100周年に向け更に水道機工ブランドの向上を図っていきます。

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

株主総会へのご出席につきましては、開催日当日における新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調等をご勘案の上、慎重にご判断をいただけますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送お願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号 水道機工株式会社 本社7階 会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3 目的事項	報告事項 1. 第119期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第119期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員を除く）6名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成の表示があったものとして取り扱います。なお、議決権行使の方法については、4ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- **新型コロナウイルス感染症に関するお願い事項**

当社では、総会会場において、感染防止施策を引き続き実施いたしますが、株主の皆様におかれましては、開催日当日における新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調等をご勘案の上、ご来場については慎重にご判断をいただきますようお願い申し上げます。また、書面(郵送)による議決権の事前行使につきましても、あわせてご検討くださいますようお願い申し上げます。

- **本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第119回定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。**

当社ウェブサイト <https://www.suiki.co.jp>

また、電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/6403/tei/j/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「水道機工」または「コード」に当社証券コード「6403」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

- **電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置事項を掲載した各ウェブサイトにて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。**

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しています。但し、電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、上記の電子提供措置事項を掲載した各ウェブサイト「第119回定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項」として掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、当該書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査した書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時
2023年6月29日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するようにご返送ください)



行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇

(切取線)

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

〇〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍での経済社会活動の停滞から企業収益並びに個人消費持ち直し等により正常化する道筋が見えつつある中、原材料価格高騰等の懸念材料が内在する状況で推移しました。

当社グループの主力である上下水道水処理分野においては、国土強靱化政策のもとでインフラ全般への災害、老朽化対策が進められる方針が示され、国、自治体の財政難やDB（設計、施工一括発注）、DBO（設計、施工、運転管理一括発注）での発注方式増加により上水建設・更新市場の競争環境は厳しさを増しております。また、民間の水処理分野では、企業収益の改善やアフターコロナ需要、工場建設の国内回帰に伴い設備投資に回復傾向が見られるものの、持ち直しの動きは依然緩やかなものとなっております。

当社グループでは、このような事業環境のもとで、企業理念の浸透を通じてガバナンス体制の維持強化に努め、グループ経営の総合力強化のため、営業、技術、生産、管理等の機能における連携強化の実現や、安全・品質部門の拡充等の主要課題並びに次期中期経営計画策定への取り組みを着実に実行いたしました。

<水道機工グループ 企業理念>

「100年先も人と地球をつなぐ情熱で、笑顔あふれる環境を技術と製品で創造し、社会に貢献します。」

<新中期経営計画（2023～2025年）>

当社グループでは企業理念に掲げる「社会への貢献」の実現に向け、水道インフラを担うリーディングカンパニーとしての責任と情熱をもとに引き続き事業活動に取り組んで参ります。当社グループの主力である浄水場における更新市場減少・発注方式の見直しという大きな事業環境の変化への対応として、上下水道事業において、浄水場設備メンテナンス分野における事業拡大を重点施策として、グループ全体での最適かつ効率的な事業運営体制の構築への対応を本中期経営計画期間中に推進いたします。また、既存の浄水場更新・建設分野における収益力維持を図ることにより将来のメンテナンス基盤の確保を目指します。また、環境事業及び機器事業においては、主に事業基盤強化を中心とした取り組みを推進いたします。

当連結会計年度の業績に関し、受注高は、グループ全体で325億88百万円（前期比109.3%増）と前期比で大幅に増加し過去最高額の受注高となりました。主な要因として、上下水道事業における水道施設老朽化に伴う更新・改修案件の発注が進み、とりわけ大型案件の発注が前期と比較し増加となりました。その結果、当連結会計年度末における受注残高は、366億98百万円（前期比40.9%増）となりました。

売上高は、グループ全体で219億29百万円（前期比3.2%減）と前期比で減少となりました。主な要因として、上下水道事業における前期受注高減少並びに工事資材の調達遅延に伴う次年度への工事工程繰り越し等により工事出来高が減少したことから前期比で減収となりました。

損益の状況については、工事出来高の減少をメンテナンス案件の受注増や販売価格改定による採算改善に努めて参りましたが、要員拡充、情報セキュリティ強化、開発費増等により販売費及び一般管理費が増加し営業利益は7億61百万円（前期比28.8%減）と前期比で減益となりました。経常利益は、営業外収益として貸倒引当金戻入額1億76百万円を計上した一方で、営業外費用として持分法による投資損失を5億2百万円計上し、4億9百万円（前期比150.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2億73百万円（前期比596.8%増）となり前期比でそれぞれ増益となりました。

当連結会計年度の業績指標の状況は、次の通りであります。

	第118期 (2022年3月期)	第119期 (2023年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
受注高	15,569	32,588	17,019	109.3%
売上高	22,662	21,929	△732	△3.2%
営業利益	1,070	761	△308	△28.8%
経常利益	163	409	245	150.2%
親会社株主に帰属する当期純利益	39	273	234	596.8%

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

事業別の課題への取り組み概況及び業績は、次の通りであります。

[上下水道事業]

(課題への取り組み概況)

1. グループ一体での顧客対応体制の整備と製品開発力強化を通じた高付加価値サービスの提供の実現
グループ一体での顧客対応実現のための収益基盤の強化のために以下施策を実行いたしました。
 - (1) グループ連携の方針並びに戦略検討にあたり、営業、技術、メンテナンス、運転管理の各社、機能ごとの情報共有・人的交流を継続して実施いたしました。
 - (2) 顧客との接点の最前線であるメンテナンス窓口の機能強化のため、主要拠点においてサービスステーションを開設し体制拡充により収益基盤を強化いたしました。
 - (3) グループ内営業組織体制として人的リソースの流動的な活用を役員並びに従業員で開始いたしました。また、人材交流促進のためのグループ内待遇統一として退職金制度見直しを決定しました。
2. DB案件、DBO案件への取り組みによる将来の収益機会の確立
DB案件、DBO案件への対応としては、行政処分の影響を考慮し、営業活動を自粛していたことから積極的な取り組みが出来なかったものの、1件のDB案件を受注いたしました。

(業績)

受注高は、水道分野での事業統合・広域化等による新規浄水場建設更新案件や大型の浄水場設備更新・改修案件の受注等により、309億19百万円（前期比116.2%増）となりました。売上高は、メンテナンス案件が増加したものの、土木建築工程の遅延や電子機器製品納入遅れによる工事出来高減少により、206億43百万円（前期比3.1%減）、営業利益は8億9百万円（前期比27.4%減）となりました。

[環境事業]

(課題への取り組み概況)

テレマーケティングやWebサイトを活用した顧客開拓を起点に、着実に案件へ結びつける営業体制整備を行うとともに、東レグループ内での協業や既設設備のメンテナンス案件対応強化のための事業基盤強化を進めて参りました。

(業績)

受注高は、工場向け用廃水設備等の受注増加により9億52百万円（前期比53.6%増）となりました。売上高は、民間向けメンテナンス案件が堅調に推移しましたが、前期受注高の減少により5億97百万円（前期比17.2%減）、営業損失は1億11百万円（前期は営業損失51百万円）となりました。

[機器事業]

(課題への取り組み概況)

機能改良を行った製品や災害時の応急対策用途としての小型造水機及び新規改良製品について代理店等を活用し、拡販に努めて参りました。

(業績)

受注高は、非常用の小型造水機の新規納入や減圧弁等バルブ類の標準製品の販売が堅調であったことにより7億17百万円（前期比10.8%増）、売上高は6億87百万円（前期比10.3%増）、営業利益は63百万円（前期は営業利益0百万円）となりました。

事業別受注高

	第118期（2022年3月期）		第119期（2023年3月期）		当連結会計年度末受注残高	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
上下水道事業	14,302	91.9	30,919	94.9	36,105	98.4
環境事業	619	4.0	952	2.9	520	1.4
機器事業	647	4.1	717	2.2	73	0.2
合 計	15,569	100.0	32,588	100.0	36,698	100.0

事業別売上高

	第118期（2022年3月期）		第119期（2023年3月期）		前期比	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	増減額（百万円）	増減率（%）
上下水道事業	21,304	94.0	20,643	94.2	△660	△3.1
環境事業	722	3.2	597	2.7	△124	△17.2
機器事業	623	2.7	687	3.1	64	10.3
その他の事業	12	0.1	—	—	△12	△100.0
合 計	22,662	100.0	21,929	100.0	△732	△3.2

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. その他の事業について

前連結会計年度(第118期)まで事業別売上高に「その他の事業」として不動産賃貸等を区分して金額及び構成比を表示しておりますが、事業管理上並びに金額的な重要性がともに低下したため、当連結会計年度(第119期)から当該セグメントを廃止するとともに、「売上高」を「営業外収益」の「その他」、「売上原価」を「営業外費用」の「その他」として計上しております。

[建設業法に基づく監督処分について]

当社及び当社の連結子会社の株式会社水機テクノス(以下、水機テクノス)は、2023年2月10日付で国土交通省関東地方整備局から、建設業法に基づく監督処分として営業停止処分並びに指示処分を受けました。処分内容の詳細は、弊社ウェブサイト掲載のIRニュース「建設業法に基づく監督処分について」をご参照願います。

これらの行政処分は、2020年9月25日付で「第三者委員会による調査報告書受領に関するお知らせ」(弊社ウェブサイトIRニュースに掲載)にて公表の通り、当社及び水機テクノスの一部の役職員において、技術検定試験の受験資格である実務経験に不備があると判定され、また、監理技術者資格の資格要件である実務経験に不備があると判定されたこと、それらの資格不備者の中に専任技術者として営業所に配置された者及び主任技術者又は監理技術者として工事現場に配置された者がいたことに基づく処分となります。

株主の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。当社グループでは、本事案の判明以降、再発防止策の徹底に取り組んで参りましたが、このたびの処分を厳粛に受け止め、引き続きグループ全社をあげて信頼回復に努めて参ります。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

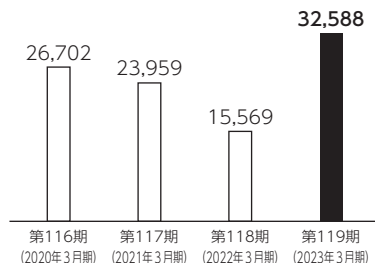
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

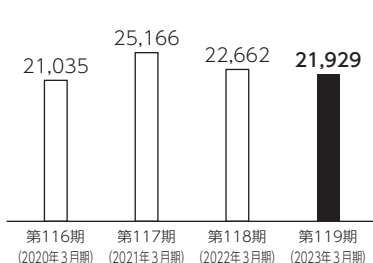
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

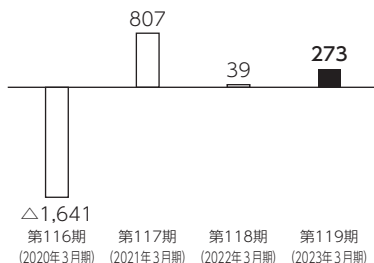
受注高 (単位：百万円)



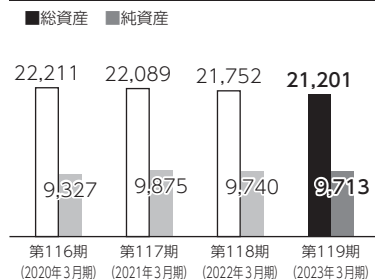
売上高 (単位：百万円)



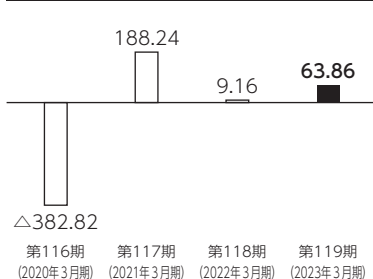
親会社株主に帰属する当期純損益 (単位：百万円)



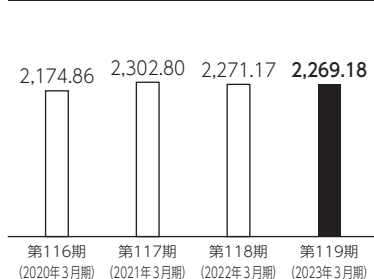
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純損益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第116期 (2020年3月期)	第117期 (2021年3月期)	第118期 (2022年3月期)	第119期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
受注高	(百万円)	26,702	23,959	15,569	32,588
売上高	(百万円)	21,035	25,166	22,662	21,929
親会社株主に帰属する当期純損益	(百万円)	△1,641	807	39	273
1株当たり当期純損益	(円)	△382円82銭	188円24銭	9円16銭	63円86銭
総資産	(百万円)	22,211	22,089	21,752	21,201
純資産	(百万円)	9,327	9,875	9,740	9,713
1株当たり純資産額	(円)	2,174円86銭	2,302円80銭	2,271円17銭	2,269円18銭

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純損益は、自己株式を控除した期中平均の発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第117期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第116期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定を反映させております。
4. 第118期より当社の連結子会社である株式会社水機テクノスの退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。そのため、第117期に係る各数値については、遡及適用後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する議決権比率 (%)	当社との関係
東レ株式会社	147,873	51.3	水処理用機械・機器等に使用する原材料の購入 水処理機械等の製品の提供・販売

(注) 商品の購入等については、市場での実勢を勘案して、価格及び取引条件が他の取引条件と同等水準となるよう検討し、決定しております。また、製品の販売等については、市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議により決定しております。当社取締役会は、このような取引条件を把握し、その適切性・妥当性を確認した結果、当社の利益を損ねるものではないと判断しております。

当社は、親会社との間で「グループ経営に関する契約書」を締結しております。当該契約は、グループ経営理念の共有とグループガバナンス並びにリスク管理等の在り方を取り決める内容となっております。なお、いずれの取り決めにおいても一般株主の利益に配慮する内容が盛り込まれており、当社の親会社からの一定の独立性は確保されていると判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社水機テクノス	80	100	水処理装置・機械の点検、修理 水処理施設の運転・維持管理
山田設備機工株式会社	20	100	水処理機械設備の製造

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は2社であり、持分法適用会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は219億29百万円（前期比3.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億73百万円（前期比596.8%増）となりました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しとしましては、国内景気は、堅調に回復を継続しているものの、物価高騰や海外景気の下振れの懸念が国内景気に与える影響が注視され、また、上下水道分野におきましては、水道インフラ更新手法の多様化が市場変化をもたらしており、厳しい市場環境となる見通しです。

このような状況におきまして、当社グループでは、新中期経営計画（2023～2025年）に基づき、事業環境変化への対応を図り、100年先を見据えた持続可能性（サステナビリティ）の追求をグループの柱に据え、事業基盤並びにガバナンス体制の強化に努めるとともに、事業別課題について以下の取り組みを行って参ります。

事業区分	事業対象分野等	中期事業方針	当面の課題
上下水道事業	浄水場等の施設更新・建設	官需上水市場での発注形態の緩やかな変化の中で、更新・建設市場における収益確保に加え、DB(*1)市場でのプレゼンス向上により浄水場更新・建設分野での現状収益の維持を図る。	受注量の維持・確保 事業基盤・要員体制の維持 新製品開発の推進
	浄水場等のメンテナンス・保守等	浄水場等施設維持のためのメンテナンス対応ニーズが増加している顧客の状況から、潜在的な既設設備に対するメンテナンスニーズ掘り起しを強化し、安定的な収益基盤の確立を目指す。	受注量の拡大 事業基盤・要員体制の拡充
環境事業	民間向け用廃水施設建設等	東レグループとしての強みをベースに工場廃水・有価物回収市場において設備納入を目指し、2030年以降のメンテナンス獲得のための体制整備を行う。	受注量の拡大 事業基盤の整備
機器事業	浄水場向け標準製品製造販売等	浄水場向け薬品注入設備、各種バルブ等の更新ニーズ掘り起こしを行うことで現状収益の維持を図る。	受注量の維持・確保 製造体制の維持
海外事業	SKME 関連事業(*2)	サウジアラビア事業からの撤退方針を維持し、リスク低減を図る施策を実行する。	リスク低減施策の実行 撤退手法の検討

*1. Design Buildの略で設計、施工一括発注方式での契約形態。

*2. SKME社（Suido Kiko Middle East Co.,Ltd）によるサウジアラビアでの水処理プラント建設等の事業

これら事業別方針ならびに課題の実行を通じて、中長期における営業利益構造として、2030年までに上下水道事業におけるメンテナンス分野での比率を6割（現状2割弱）とし、浄水場更新・建設（現状7割強）へ依存する収益構造からの脱却を掲げ、グループ全体の事業拡大を目指して参ります。

当社グループといたしましては、役員及び従業員全員が企業理念ならびに新たな中期経営計画を共有することにより、社会との関係の重要性を認識するとともに、事業活動を通じた水インフラへの貢献をもとに全てのステークホルダーから信頼されるグループとなることを目指して参る所存でございます。引き続き株主の皆様におかれましては、ご理解並びにご支援をいただきますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
上下水道事業	上水道施設向けの浄水処理設備や下水道施設向け水処理機械設備等の製造、販売、運転・維持管理
環境事業	産業用水施設、産業排水処理施設や排水再利用施設等の製造、販売
機器事業	塩素・薬品注入設備や計測機器等の製造、販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
支店	東北（宮城県仙台市）、東京（東京都世田谷区）、 名古屋（愛知県名古屋市）、大阪（大阪府吹田市）、 広島（広島県広島市）、九州（福岡県福岡市）
事業所	滋賀（滋賀県大津市）
工場	厚木（神奈川県愛甲郡）

② 子会社

株式会社水機テクノス	本社	東京都世田谷区
山田設備機工株式会社	本社	青森県八戸市

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
上下水道事業	492 (307) 名	+7 (－) 名
環境事業	20 (4) 名	+4 (－) 名
機器事業	20 (4) 名	+1 (－) 名
全社 (共通)	48 (7) 名	+8 (－) 名
合 計	580 (322) 名	+20 (－) 名

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（顧問・嘱託・契約社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 前連結会計年度末時点における事業区分等見直し後の従業員数をもとに、前連結会計年度末比増減を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
238 (55) 名	+9名 (△2名)	43.8歳	14.5年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（顧問・嘱託・契約社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(関連会社に関する持分法による投資損失並びに債務保証損失引当金繰入額の概要等)

① 当連結会計年度における現況

持分法適用関連会社である在サウジアラビア国のSuido Kiko Middle East Co.,Ltd.（以下、SKME社、当社出資比率49％）の業績につきましては、当連結会計年度におきまして、引き続き契約工事の完工および引渡しを進める一方で、所要の販売費及び一般管理費並びに金融費用が発生した他、回収の遅延している滞留債権に対する引当により2023年3月期において債務超過額が5億10百万円増加しました。このような状況下で、SKME社の財政状態並びに当社の債務保証差し入れ状況を勘案し当社の債務超過負担額を見積った結果、2023年3月期においてSKME社の債務超過増加額5億10百万円全額を当社負担として、連結決算において持分法による投資損失、個別決算において債務保証損失引当金繰入額としてそれぞれ営業外費用を計上いたしました。

② SKME社向け債務保証について

当社は、SKME社が締結する工事請負契約等に関する現地金融機関の与信枠に対して100%の債務保証を行っておりますが、2023年3月期末時点での未引当の債務保証額は、31百万サウジリアル(11億40百万円)となります。

合併企業に関して出資者が行う債務保証は、出資比率に応じ負担することが一般的ではありますが、2019年以降、SKME社に51%を出資する現地パートナー(以下、現地パートナー)の財務状況が悪化する中、工事案件の完工上、上記与信枠の維持は、SKME社にとり必須であり、上記与信枠の維持には確実性のある債務保証が条件であることから、株主間で合意のもと、当社は、現地パートナー分も含め100%の債務保証を行って参りました。

③ 今後の方針並びにリスクについて

今後の方針としましては、SKME社が請け負った建設工事について、顧客への引き渡しまでの契約上の義務を確実に履行させることとし、これによりサウジアラビア国内の関連法令に基づくカントリーリスク等を回避することが可能と認識しております。当連結会計年度末までに、債務保証の継続をもとに、SKME社が抱える工事案件の完工・引き渡しを順次進め、2023年3月期末における主要な施工中工事案件は残り1件となっております。また、本施工中案件の早期完工に向け、現地パートナーとの間で出資比率に基づく資金支援の再開を合意しており、2023年度内の完工、2024年度内の運転管理終了、引き渡しを行って参ります。なお、債務超過であるSKME社への資金支援が実行された場合、融資年度中において貸倒引当金繰入等の営業外費用の発生が予測されますが、SKME社において滞留債権の回収や固定費削減等の損失極小化への施策を実行させながら、工事完了・引き渡しに向けて取り組んで参ります。

これらの対応を通じて、全ての契約済み工事の引き渡し完了に目途がつき次第、サウジアラビア事業からの具体的な撤退手法を検討して参ります。本方針を踏まえ、引き続きSKME社の経営管理を強化し、損失額の圧縮並びに現地パートナーによる保証差入等を通じた債務保証リスクの低減に取り組んで参ります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 6,000,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 4,295,968株 |
| ③ 株主数 | 1,557名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
東レ株式会社	2,191千株	51.2%
水道機工共栄会	169	3.9
MSIP CLIENT SECURITIES	148	3.5
株式会社データベース	120	2.8
株式会社電業社機械製作所	93	2.2
株式会社品川鐵工場	68	1.6
株式会社みずほ銀行	60	1.4
横手産業株式会社	54	1.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	43	1.0
光通信株式会社	40	0.9

（注）持株比率は自己株式（15,384株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	12,029株	4名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「(3)会社役員の状況 ③取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古川 徹	CEO兼COO 株式会社水機テクノス取締役会長
専務取締役	丸山広記	グループ経営企画部担当 管理・コンプライアンス部門担当
取締役	柴田宗孝	安全・品質担当、機器事業担当、 環境事業担当、海外事業(SKVN)担当
取締役	鷹栖茂幸	プラント事業担当 O&M 事業担当
取締役	上村順一	日本テクノ株式会社 顧問
取締役	村上英治	一般財団法人郵政福祉 資金運用部長
取締役（常勤監査等委員）	齋藤敏仁	
取締役（監査等委員）	千田一夫	
取締役（監査等委員）	重松 直	

- (注) 1. 取締役上村順一氏、取締役村上英治氏、取締役(監査等委員)千田一夫氏及び取締役(監査等委員)重松 直氏は、社外取締役であります。
2. 当事業年度中の取締役及び取締役(監査等委員)の異動は次のとおりであります。
- ・2022年6月29日開催の第118回定時株主総会において、鷹栖茂幸氏並びに村上英治氏が取締役に選任され、就任いたしました。
 - ・2022年6月29日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって、取締役石井克昌氏は任期満了により退任いたしました。
3. 取締役村上英治氏は、長年にわたり銀行業務を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（常勤監査等委員）齋藤敏仁氏は、長年にわたり事業会社において財務ならびに内部監査業務を歴任された経験から、財務及び会計ならびに内部統制に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）千田一夫氏は、長年にわたり銀行業務を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査監督機能を強化するために齋藤敏仁氏を、常勤の監査等委員として選任しております。
7. 当社は、取締役上村順一氏、取締役村上英治氏、取締役（監査等委員）千田一夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス及び委員会構成メンバー

氏名		企業 経営	マーケティング/ 営業	技術/開発	財務 会計	人事労務/ コンプライアンス/ システム	ガバナンス 委員会
取締役	古川 徹	○	○	○	—	—	○
	丸山 広記	○	○	○	—	○	—
	柴田 宗孝	○	—	○	—	—	—
	鷹栖 茂幸	○	○	○	—	—	—
	上村 順一	○	○	—	—	—	—
	村上 英治	○	—	—	○	○	○
監査 等 委員	齋藤 敏仁	—	—	—	○	○	—
	千田 一夫	○	—	—	○	—	○
	重松 直	○	—	—	—	○	—

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役上村順一氏、取締役村上英治氏、取締役（監査等委員）齋藤敏仁氏、取締役（監査等委員）千田一夫氏、取締役（監査等委員）重松 直氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月23日開催の取締役会において、同年6月29日開催の定時株主総会での承認を前提として、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、決議内容につき各監査等委員への説明を十分に行い、意見を反映したうえで、決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや社外取締役が過半を占める監査等委員会からの意見が反映されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社は、同年6月29日開催の定時株主総会での決定に基づき、譲渡制限付株式による株式報酬制度を導入しており、2023年3月15日に同株式報酬の割当を行っております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりとなります。

a. 基本方針

当社は、グループの中長期的な企業価値向上と持続的成長に繋げるべく、役員報酬制度を構築し、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、株主総会により決議された各報酬総枠の限度額を上限に、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与、株式報酬により構成し、監査・監督機能を担う社外取締役ならびに取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。また、業務執行を担う取締役の各報酬の額ならびに配分については、ガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を踏まえ適宜見直しを図るものとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬による現金支給とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案した原案をガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を最大限尊重した上で決定するものとする。

c. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬としての賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績結果を反映した現金報酬とする。目標となる業績指標とその値は、予算策定時に全社ならびに事業ごとに設定された値（営業利益）とし、その達成度ならびに過去実績を考慮し、各取締役の業績貢献度合いに応じて決定し、毎年一定の時期に支給する。

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式による株式報酬とする。株主総会により決議された株式報酬総額枠および総数を限度として、基本報酬額の20%から30%程度に相当する株式数を取締役就任後の一定時期に毎年付与するものとし、株式数は付与時点での時価をもとに決定する。

なお、業績連動報酬の額ならびに非金銭報酬の額・数については、事業環境の変化や職位変動に応じて適宜ガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を最大限尊重し見直しを行うものとする。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会（次項の委任を受けた代表取締役社長）はガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を最大限尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分ならびに株式報酬に関する割当株式数とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、ガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を求めるものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該意見の内容を最大限尊重し、決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	退職慰労金	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	101 (4)	73 (4)	11 (－)	4 (－)	12 (－)	7 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18 (6)	18 (6)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	120 (10)	92 (10)	11 (－)	4 (－)	12 (－)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第112回定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名となります。また、非金銭報酬として、2022年6月29日開催の第118回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、上記金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。同報酬制度は、原則として毎事業年度、対象取締役に對してガバナンス委員会の答申を踏まえた取締役会決議に基づき金銭報酬債権（年額30百万円以内）を支給し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式（年20,000株以内）について発行又は処分を受けるものです。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名となります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第112回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名となります。
4. 取締役の報酬等の総額には、2022年6月29日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
5. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額（取締役5名に対し4百万円）が含まれております。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はございません。

二. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役が役員を兼任する親会社又は子会社等から、役員として受けた報酬等は該当がございません。

ホ. 業績連動報酬に関する事項

当社は、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の通り、業績連動報酬として取締役（監査等委員を除く）に賞与を支給しております。業績指標としては、各事業ならびに一定期間の業績の予実比較が可能であることから、営業利益を採用しており、各事業における予算達成度及び過去実績を考慮し、賞与額を決定しております。各事業における営業利益の状況につきましては、「1. 企業集団の現況」「(1) 当事業年度の事業の状況」「① 事業の経過及び成果」に記載の通りとなります。

へ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長古川徹氏に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分、株式報酬に関する割当株式数の決定を委任しております。同氏は、事業全体を統括する立場にあるため個人別の報酬決定者として適任であると判断しております。なお、権限が適切に行使されるための措置につきましては、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の通りとなります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役上村順一氏は、日本テクノ株式会社の顧問であります。当社と同社の間には、人的・資金的・取引関係その他の利害関係はありません。

取締役村上英治氏は、一般財団法人郵政福祉 資金運用部長であります。当社と同法人の間には、人的・資金的・取引関係その他の利害関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

八、当事業年度における主な活動状況

区分 氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 上村順一	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、経営経験並びに海外事業における豊富な知識と見識をもとに、取締役会において公正かつ独立的な見地から積極的に意見を述べております。特に新中期経営計画の決定における市場分析に基づく計画値の妥当性確認や海外事業でのリスク把握において助言・提言を行うなど、当社取締役会における意思決定の妥当性、適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、2022年6月までガバナンス委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における諮問に対し、客観的・中立的立場で答申の検討に関与いたしました。
取締役 村上英治	当事業年度に開催された取締役会のうち取締役就任以降の13回全てに出席し、経営経験並びに財務・会計における豊富な知識と見識をもとに、取締役会において公正かつ独立的な見地から積極的に意見を述べております。特に新中期経営計画の決定におきまして、株式市場の視点から企業価値向上に関する助言・提言を行うなど、当社取締役会における意思決定の妥当性、適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、2022年6月の取締役就任以降、ガバナンス委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における諮問に対し、客観的・中立的立場で答申の検討に関与いたしました。
取締役（監査等委員） 千田一夫	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また監査等委員会16回の全てにそれぞれ出席し、経営経験並びに長年にわたる銀行業務への従事経験をもとに公正かつ独立的な見地から、関連会社に対する保証等財務支援におきまして、当社の財務リスクを踏まえた助言・提言を行うなど、取締役会及び監査等委員会における適法性、妥当性、適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における諮問に対し、客観的・中立的立場で答申の検討並びに取り纏めに関与いたしました。
取締役（監査等委員） 重松 直	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また監査等委員会16回の全てにそれぞれ出席し、経営全般における幅広い知識と見識をもとに公正かつ独立的な見地から積極的に意見を述べております。特に新中期経営計画の決定におきまして、事業経験を踏まえた当社グループにおける中期拡大方針の在り方について助言・提言を行うなど、取締役会及び監査等委員会における適法性、妥当性、適正性を確保するために適切な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、取締役（監査等委員）全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止の処分

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	15,046
現金及び預金	3,567
受取手形、売掛金及び契約資産	10,379
有価証券	21
商品及び製品	5
仕掛品	39
原材料	411
その他	1,325
貸倒引当金	△703
固定資産	6,155
有形固定資産	2,055
建物及び構築物	981
機械装置及び運搬具	106
土地	850
その他	116
無形固定資産	210
投資その他の資産	3,889
投資有価証券	2,019
繰延税金資産	1,748
その他	121
資産合計	21,201

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,258
支払手形及び買掛金	2,607
電子記録債務	969
未払法人税等	241
契約負債	968
受注損失引当金	235
賞与引当金	687
その他	1,548
固定負債	4,230
退職給付に係る負債	2,679
持分法適用に伴う負債	1,453
役員退職慰労引当金	6
繰延税金負債	2
その他	87
負債合計	11,488
純資産の部	
株主資本	9,553
資本金	1,947
資本剰余金	1,537
利益剰余金	6,089
自己株式	△21
その他の包括利益累計額	160
その他有価証券評価差額金	225
為替換算調整勘定	△17
退職給付に係る調整累計額	△47
純資産合計	9,713
負債・純資産合計	21,201

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額
売上高	21,929
売上原価	17,682
売上総利益	4,247
販売費及び一般管理費	3,485
営業利益	761
営業外収益	253
受取利息	26
受取配当金	21
貸倒引当金戻入額	176
その他	29
営業外費用	606
支払利息	0
支払保証料	26
為替差損	63
持分法による投資損失	502
その他	13
経常利益	409
特別利益	14
投資有価証券売却益	14
税金等調整前当期純利益	423
法人税、住民税及び事業税	407
法人税等調整額	△257
当期純利益	273
親会社株主に帰属する当期純利益	273

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	11,324
現金及び預金	2,880
受取手形	110
電子記録債権	140
売掛金及び契約資産	6,995
有価証券	21
商品及び製品	3
仕掛品	24
原材料	409
前渡金	11
前払費用	83
短期貸付金	634
その他	711
貸倒引当金	△703
固定資産	6,015
有形固定資産	1,976
建物	938
構築物	24
機械及び装置	100
車両運搬具	0
工具器具及び備品	83
土地	817
建設仮勘定	2
その他	9
無形固定資産	176
ソフトウェア	39
特許使用权	91
その他	44
投資その他の資産	3,862
投資有価証券	1,543
関係会社株式	592
関係会社出資金	258
繰延税金資産	1,436
その他	31
資産合計	17,339

科目	金額
負債の部	
流動負債	5,049
支払手形	248
電子記録債務	620
買掛金	1,515
リース債務	1
未払金	63
未払費用	773
未払法人税等	152
未払消費税等	18
契約負債	874
預り金	335
受注損失引当金	210
賞与引当金	223
前受収益	2
その他	8
固定負債	3,842
リース債務	8
債務保証損失引当金	1,453
退職給付引当金	2,308
役員退職慰労引当金	1
その他	69
負債合計	8,891
純資産の部	
株主資本	8,227
資本金	1,947
資本剰余金	1,537
資本準備金	1,537
その他資本剰余金	0
利益剰余金	4,764
利益準備金	153
その他利益剰余金	4,611
別途積立金	1,050
繰越利益剰余金	3,561
自己株式	△21
評価・換算差額等	219
その他有価証券評価差額金	219
純資産合計	8,447
負債・純資産合計	17,339

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	13,528
売上原価	10,888
売上総利益	2,639
販売費及び一般管理費	2,276
営業利益	363
営業外収益	290
受取利息	0
有価証券利息	26
受取配当金	50
受取家賃	34
貸倒引当金戻入額	176
その他	2
営業外費用	681
支払利息	0
支払保証料	26
為替差損	135
債務保証損失引当金繰入額	510
その他	8
経常損失	27
特別利益	14
投資有価証券売却益	14
税引前当期純損失	13
法人税、住民税及び事業税	248
法人税等調整額	△265
当期純利益	3

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

水道機工株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉持 直樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	重松 良平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、水道機工株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、水道機工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

水道機工株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 倉持 直樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 重松 良平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、水道機工株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている会社の内部統制に係る体制全般について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室並びに総務・経理をはじめとする内部統制関係部署と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について、監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果等の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、会計監査人が行う主要な事業所と施工現場の往査に立会い、その職務の執行状況を確認いたしました。併せて期中において会計監査人が監査上注意を払った事項、ならびに監査等委員が精査を要望した事項等についてコミュニケーションを図りました。これらの事項は特別な検討を必要とするリスクや、見積の不確実性が高い領域を含みます。会計監査人が特に注意を払った監査上の主要な検討事項である関連会社の損失計上等の当否に関する判断の妥当性に関しては、会計上の見積もりを行うに当たって用いられた主要な監査上の対応について会計監査人から詳細な説明を受けると共に意見交換を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

水道機工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 齋藤 敏 仁 ㊞

監 査 等 委 員 千 田 一 夫 ㊞

監 査 等 委 員 重 松 直 ㊞

(注) 監査等委員 千田一夫、重松直は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益配分を経営上の重要課題と認識しており、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めることを重視し、配当については安定配当の継続性を第一義としながらも業績及び諸指標を勘案して、株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績や財政状態及び経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、以下のとおり1株当たり55円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する事項及びその総額

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	55円
配当総額	235,432,120円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

第2号議案

取締役（監査等委員を除く）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員を除く）6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員を除く）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、当社のガバナンス委員会への諮問・答申を踏まえ決定しており、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員を除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位及び担当	
1	ふるかわ 古川	とおる 徹	代表取締役社長 CEO兼COO	再任
2	まるやま 丸山	ひろき 広記	専務取締役 グループ経営企画部担当 管理・コンプライアンス部門担当	再任
3	しばた 柴田	むねたか 宗孝	取締役 安全・品質担当 機器事業担当	再任
4	たかのす 鷹栖	しげゆき 茂幸	取締役 プラント事業担当 O&M事業担当	再任
5	かみむら 上村	じゅんいち 順一	取締役	再任 社外 独立
6	むらかみ 村上	えいじ 英治	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ふるかわ
古川

とおる
徹

(1962年12月21日生)

所有する当社の株式数7,449株
在任年数4年
取締役会出席状況.....17/17回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1986年 4 月 東レ株式会社入社
2012年 6 月 トーレ・インダストリアル・マレーシア社取締役
2016年 6 月 東レ・プレシジョン株式会社代表取締役社長
2019年 6 月 当社代表取締役副社長環境事業担当
2020年 6 月 当社代表取締役副社長海外事業担当株式会社水機テクノス代表取締役社長

2021年 6 月 当社代表取締役社長
CEO 兼 COO
管理・コンプライアンス部門担当
株式会社水機テクノス代表取締役社長
2022年 6 月 当社代表取締役社長
CEO 兼 COO (現任)
株式会社水機テクノス取締役会長(現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社水機テクノス取締役会長

取締役候補者とした理由

技術・生産・エンジニアリング業務全般における豊富な経験と深い専門能力を有するとともに、2021年6月の当社代表取締役社長就任以降、当社グループの経営を牽引し、国内外の事業を含めグループ全体の経営監督の実績から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まるやま
丸山

ひろき
広記

(1963年3月11日生)

所有する当社の株式数5,724株
在任年数8年
取締役会出席状況.....17/17回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1993年 1 月 当社入社
2015年 6 月 当社取締役プラント事業担当
2016年 6 月 当社取締役プラント事業担当株式会社水機テクノス取締役
2017年 6 月 当社取締役プラント事業担当、O&M事業担当株式会社水機テクノス取締役

2018年 6 月 当社常務取締役プラント事業担当、O&M事業担当
2022年 6 月 当社専務取締役
グループ経営企画部担当、
管理・コンプライアンス部門担当(現任)

取締役候補者とした理由

当社グループ全体の中期経営計画の戦略立案ならびに実行において、公共事業の営業分野における豊富な経験と深い専門能力をもとに卓越した実績を上げるとともに、適切な業務遂行と客観的な経営の監督が遂行されていると評価し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

しば た むね たか
柴田 宗孝 (1961年6月21日生)

所有する当社の株式数4,078株
在任年数5年
取締役会出席状況.....16/17回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1992年 4 月	当社入社	2022年 6 月	当社取締役安全・品質担当、 機器事業担当、環境事業担当、 海外事業(SKVN)担当
2018年 6 月	当社取締役機器事業担当、 環境事業担当		
2019年 6 月	当社取締役機器事業担当、 環境事業部長	2023年 4 月	当社取締役安全・品質担当、 機器事業担当(現任)
2020年 6 月	当社取締役機器事業担当、 環境事業担当、 海外事業部 SKVN担当		

取締役候補者とした理由

当社グループにおいて長年にわたり公共・民間および国内外の事業に幅広く携わり、豊富な経験・知識と深い専門能力を有するとともに、様々な経営判断や意思決定を適切に行って、客観的に経営の監督を遂行出来ていると評価し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

たかの す しげ ゆき
鷹栖 茂幸 (1967年5月1日生)

所有する当社の株式数3,878株
在任年数1年
取締役会出席状況.....17/17回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1992年 9月	当社入社	2021年6月	当社常任理事 プラント事業部 副事業部長
2004年10月	当社営業本部 北陸支店長		
2006年 4月	当社営業本部 福岡支店長		
2016年 3月	当社プラント事業部 西日本統括 兼九州支店長 兼南九州営業所長	2022年6月	当社取締役 プラント事業担当、 O&M事業担当(現任)
2018年 4月	当社理事 プラント事業部 西日本営業統括 兼九州支店長 兼南九州営業所長		

取締役候補者とした理由

当社グループの基幹事業である浄水場建設の公共事業の営業分野において、長年に渡って第一線での優秀な実績があり、その営業活動で培った専門的な知見・見識を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行って、客観的に経営の監督を遂行出来ていると評価し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号			所有する当社の株式数……………一株
5	かみむらじゅんいち	上村 順一 (1947年4月30日生)	在任年数……………3年
			取締役会出席状況……………17/17回

再任
社外
独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1970年4月	東レ株式会社入社	2009年5月	ユニコインターナショナル株式会社入社
2003年6月	東レ水処理メンテナンス株式会社理事	2011年4月	株式会社アンジェロセック入社
2005年3月	東レ株式会社復社	2018年4月	日本テクノ株式会社顧問 (現任)
2009年4月	同社退社	2020年6月	当社取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

日本テクノ株式会社顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

東レ水処理メンテナンス株式会社において理事を経験している他、現在、日本テクノ株式会社の顧問を務めており、経営全般における豊富な知識と見識を有し、当社取締役会での意思決定において客観的な見地からの助言等によりガバナンス強化に貢献しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号			所有する当社の株式数……………一株
6	むらかみえいじ	村上 英治 (1959年7月18日生)	在任年数……………1年
			取締役会出席状況……………13/13回

再任
社外
独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1982年4月	東洋信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式会社)入社	2016年4月	同社資産運用部長
2005年10月	MU投資顧問株式会社(出向)	2018年2月	同社融資部長
	同社事務管理部長	2021年4月	同社運用審査部長
2009年6月	同社法務コンプライアンス部長	2021年10月	JPインベストメント株式会社 監査役(兼任)
2010年4月	株式会社かんぽ生命保険 同社運用企画部担当部長	2022年4月	一般財団法人郵政福祉 資金運用部長 (現任)
2012年12月	同社運用審査部長	2022年6月	当社取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

一般財団法人郵政福祉 資金運用部長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

東洋信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)において長年に渡り経済・企業の調査及び分析・投融資に関する業務を務めた経験がある他、三菱UFJ銀行系のMU投資顧問株式会社で法務コンプライアンス部長を、株式会社かんぽ生命保険で運用審査部長を歴任された経験を有し、当社取締役会での意思決定において客観的な見地からの助言等によりガバナンスの強化に貢献しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 古川徹氏は、1986年4月から2012年6月に至るまで当社の親会社である東レ株式会社において使用人の地位に、2012年6月から2016年6月に至るまで東レ株式会社の子会社であるトーレ・インダストリアル・マレーシア社において取締役の地位に、2016年6月から2019年6月に至るまで東レ株式会社の子会社である東レ・プレジジョン株式会社において代表取締役社長の地位にありました。
3. 上村順一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 上村順一氏は社外取締役候補者であります。同氏は、日本テクノ株式会社の顧問であります。当社と同社の間には、人的・資金的・取引関係その他の利害関係はありません。
5. 当社は、上村順一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 上村順一氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たした独立役員として、同取引所に届け出ております。
なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き、独立役員とする予定であります。
7. 村上英治氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
8. 村上英治氏は社外取締役候補者であります。同氏は、一般財団法人郵政福祉 資金運用部長であります。当社と同法人の間には、人的・資金的・取引関係その他の利害関係はありません。
9. 当社は、村上英治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
10. 村上英治氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たした独立役員として、同取引所に届け出ております。
なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き、独立役員とする予定であります。

※ご参考

本定時株主総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社が取締役として期待する分野・役割(スキル・マトリックス)及び委員会構成メンバーは、以下の通りであります。

氏名		企業 経営	マーケティング/ 営業	技術/開発	財務 会計	人事労務/ コンプライアンス/ システム	ガバナンス 委員会
取 締 役	古川 徹	○	○	○	—	—	○
	丸山 広記	○	○	○	—	○	—
	柴田 宗孝	○	—	○	—	—	—
	鷹栖 茂幸	○	○	○	—	—	—
	上村 順一	○	○	—	—	—	—
	村上 英治	○	—	—	○	○	○
監 査 等 委員	齋藤 敏仁	—	—	—	○	○	—
	千田 一夫	○	—	—	○	—	○
	重松 直	○	—	—	—	○	—

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

すぎえ
杉江りょう
涼 (1976年4月26日生)

社外

独立

[略歴]

2001年4月 味の素株式会社入社

2009年1月 監査法人トーマツ東京事務所入所

2010年8月 公認会計士登録(現任)

2011年5月 杉江涼公認会計士事務所所長(現任)

[重要な兼職の状況]

杉江涼公認会計士事務所所長

補欠の社外取締役（監査等委員）候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉江涼氏につきましては、監査法人トーマツ東京事務所に所属し、法定監査に従事した経験から、企業会計ならびに監査全般に関する幅広い知識と見識を有しており、社外取締役（監査等委員）として職務を適切に遂行できると期待されるため、選任するものであります。なお、同氏はこれまで会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、上記選任理由の観点から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

社外 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 杉江涼氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉江涼氏は、補欠の社外取締役(監査等委員)候補者であります。
3. 杉江涼氏が、社外取締役（監査等委員）に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、杉江涼氏が社外取締役（監査等委員）に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

以上

トピックス

福島県鏡石町の鏡石浄水場が完成しました。

当社が2019年6月に受注した「第5次拡張事業 鏡石浄水場建設工事」（発注者：鏡石町）の本体工事が完成し、2022年10月10日に通水式が現地で行われ、出席者約40人が新浄水場の通水開始を祝いました。

鏡石浄水場は老朽化した旭町浄水場に代わる浄水場で、井戸水を水源としています。処理水量は3,509m³/日で、旭町浄水場の約1.5倍の給水能力があり、より良質で安定した水道水の供給が可能となりました。

浄水場内には、災害時の応急給水スペースとして約100台分の駐車スペースを確保しているほか、当社が寄贈した釣瓶（つるべ）井戸や手押しポンプ井戸により、町内の子供達が井戸水の汲み上げを体験できる施設も併設されています。建設にあたっては、造成工事をはじめ、大型建築施設、浄水施設の試運転等を含めすべての工事を当社が単独で施工し、全工期を通じてゼロ災害を達成しました。また、発注者からは「新たな浄水場による水道水への感謝の言葉が住民から数多く寄せられた」と嬉しい反響をいただいております。

当社はこれからも、真面目に謙虚にひたむきに、あらゆる課題にこたえることで、地球に愛されるパートナーとして、きれいな水を追求します。



水売り事業者向け浄水装置の試運転を開始しました。

水売り事業者向けの浄水設備を設計・施工し、2023年3月に試運転を開始しました。この設備は、水売り事業者が民間工場に対し、UF膜モジュール等で処理をした飲料水を製造・供給する為に運転するもので、同様の設備の施工経験の多い当社の技術が採用されました。当社は今後とも、様々な民間工場向けの水処理に取り組んで参ります。



心理的安全性を高め、挑戦できる風土をつくるツール「Unipos（ユニポス）」を導入しました。

当社は、2023年1月から全従業員を対象にコミュニケーションツール「Unipos（ユニポス）」を導入しました。Uniposは、仕事の成果や貢献に対して、従業員同士がお互いに称賛し、少額の報酬を贈り合うことができるツールです。

当社ではUniposの活用を通じて貢献の可視化と称賛文化の醸成を図ることで、部署や拠点を越えたコミュニケーションの活発化、企業理念に基づく良い行動の習慣化、誰もが本音を言える、誰もが挑戦できる心理的安全性の高い組織を目指して参ります。

なお、当社では、Uniposがより身近で親しみやすいツールとなるよう、愛称をSuipos（スイポス）としました。

100年先も人と地球をつなぐ情熱で、笑顔あふれる環境を技術と製品で創造し、社会に貢献する水道機工。これからの取り組みにもご期待ください。



社会貢献活動

2022年8月に発生した豪雨で大きな被害を受けた山形県長井市に対し、家屋の清掃作業等の復旧作業に役立てて頂くため、不織布製で通気性に優れ、土ぼこりを通さない東レ製の防護服500着を寄贈いたしました。

当社グループは、長井市内にある汚泥再生処理センターの維持管理業務を受託しており、この豪雨による落雷によって発生した施設の復旧作業に従事しました。



第119回 定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
水道機工株式会社 本社7階会議室



交通機関のご案内

- 電車：小田急小田原線千歳船橋駅（各駅停車または準急をご利用ください）下車 徒歩約5分
- バス：東急田園都市線用賀駅より東急バス（相師ヶ谷大蔵駅行）千歳船橋下車 徒歩約5分
- バス：京王線千歳烏山駅より京王バス（千歳船橋駅行）終点下車 徒歩約3分

★お願い★ 駐車設備が充分ではありませんので、なるべく電車またはバスをご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。